

請願・陳情

町政について意見、要望があるときは、請願書や陳情書を提出することができます。

請願は、紹介議員を必要としますが、陳情の場合は必要ありません。

請願については、所管の委員会で審査した後、最終的に本会議で採択か不採択が決定されます。採択された請願で、議会で対処できることは議会で処理し、その他は適当と思われる執行機関等へ送付し、請願者の要望にこたえるように努力します。

請願の送付を受けた執行機関等に法的な義務は発生しませんが、議会は処理の経過と結果の報告を請求できます。

陳情書の取り扱いについては、受理した陳情書の(写し)を各議員へ配布しています。

請願書・陳情書の出し方

請願書、陳情書は日本文を用い、請願の件名及び趣旨、提出年月日、住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者)、押印、紹介議員の署名または記名押印(陳情書には必要ありません。)が必要です。

書式例

表 紙

本 文

<p style="text-align: center;">〇〇に関する請願書 (陳情書)</p> <p>年月日</p> <p>提出者(代表)</p> <p style="padding-left: 2em;">住所</p> <p style="padding-left: 2em;">氏名 〇〇〇〇印</p> <p style="padding-left: 2em;">紹介議員</p> <p style="padding-left: 2em;">氏名 〇〇〇〇印</p> <p>江北町議会議長様</p>	<p>(趣旨).....</p> <p>.....</p> <p>... (簡明に記載してください。).....</p> <p>.....</p> <p>※陳情書に紹介議員は必要ありません。</p>
---	---